



# 鳥取県公報

平成 27 年 9 月 1 日 (火)  
第 8 7 3 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の変更の届出 (598) (障がい福祉課) . . . . . 2
	特定計量器の定期検査の実施 (599) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の委任 (600) (住まいまちづくり課) . . . . . 2
	平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (601) (森林づくり推進課) . . . . . 3
	清算法人大伊土地改良区の清算人の就任 (602) (東部農林事務所) . . . . . 4
	都市計画の変更 (603) (技術企画課) . . . . . 4
◇ 公 告	平成27年度後期技能検定の実施 (労働政策課) . . . . . 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 8

# 告 示

## 鳥取県告示第598号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称を変更した旨の届出があったので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成27年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
有限会社こやま薬局	鳥取市秋里923 － 7	アイ・プラス薬局 湖山東店	鳥取市湖山町東五 丁目504－20	育成医療、更生 医療、精神通院 医療	平成27年7月1日

## 鳥取県告示第599号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
西伯郡 大山町	平成27年10月2日（金）	午後1時から 午後3時まで	西伯郡大山町下甲1120 大山町中山農村環境改善センター
〃	平成27年10月6日（火）	〃	西伯郡大山町御来屋263－1 大山町名和公民館
〃	平成27年10月9日（金）	〃	西伯郡大山町末長269－1 大山町大山公民館
西伯郡 日吉津村	平成27年10月16日（金）	〃	西伯郡日吉津村大字日吉津930 ヴィレステひえづ
西伯郡 伯耆町	平成27年10月23日（金）	〃	西伯郡伯耆町吉長37－3 伯耆町農村環境改善センター
〃	平成27年10月27日（火）	〃	西伯郡伯耆町溝口647 伯耆町役場溝口分庁舎
西伯郡 南部町	平成27年10月30日（金）	〃	西伯郡南部町天萬558 南部町役場天萬庁舎
〃	平成27年11月5日（木）	〃	西伯郡南部町法勝寺167－2 プラザ西伯

## 鳥取県告示第600号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を次のとおり行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により告示する。

平成27年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び住所	業務区域	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	構造計算適合性判定の業務	構造計算適合性判定の業務の開始の日
--------	------	------------------------	--------------	-------------------

株式会社東京建築検査 機構 東京都中央区東日本橋 一丁目 1 - 4	鳥取県全 域	東京都中央区東日本橋一 丁目 1 - 4 愛知県名古屋市中区錦三 丁目 7 - 9	構造計算適合性判定 を必要とする全ての 建築物の判定	平成27年 8 月 6 日
---	-----------	--	----------------------------------	---------------

## 鳥取県告示第601号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の平成27年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成27年 9 月 1 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)
指定目的	単位区域名	所在場所	
水源の涵養 <sup>かん</sup>	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	895.82
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,915.53
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,735.07
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	809.52
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1,547.37
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	198.78
	米子	米子市	0.24
	倉吉	倉吉市	62.08
	岩美	岩美郡岩美町	105.16
	若桜	八頭郡若桜町	16.10
	智頭	八頭郡智頭町	15.26
	八頭	八頭郡八頭町	21.78
	三朝	東伯郡三朝町	53.30
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	45.74
	琴浦	東伯郡琴浦町	52.03
	北栄	東伯郡北栄町	0.14
	大山	西伯郡大山町	52.04
	南部	西伯郡南部町	7.16
	伯耆	西伯郡伯耆町	14.30
	日南	日野郡日南町	4.18
	日野	日野郡日野町	16.82
	江府	日野郡江府町	4.56
干害の防備	高路	鳥取市高路	13.38
	赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
	水谷	鳥取市鹿野町水谷	0.96
	本宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1.82
	大原	倉吉市大原	0.68

	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	4. 16
	喜 才 谷 山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0. 40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0. 44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0. 96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0. 10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0. 68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0. 66
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1. 48
	孝 靈 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝靈山	14. 42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0. 44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0. 08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91. 65
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34. 36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8. 32

### 鳥取県告示第602号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人大伊土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成27年9月1日

鳥取県東部農林事務所長 山 根 健 介

就任した清算人の氏名及び住所

堀 場 敦 八頭郡八頭町塩上234  
 田 中 武 志 八頭郡八頭町船岡殿212  
 山 根 篤 美 八頭郡八頭町船岡殿563  
 高 木 勝 行 八頭郡八頭町水口185  
 山 本 武 八頭郡八頭町橋本538  
 前 田 優 八頭郡八頭町下野369  
 谷 尾 昌 彦 八頭郡八頭町下野266

平成27年8月25日就任 任期 清算終了まで

### 鳥取県告示第603号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成27年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画道路1・5・1号本庄東浜線

2 都市計画を変更する土地の区域

岩美郡岩美町大字陸上、大字小羽尾、大字牧谷、大字浦富及び大字本庄

3 縦覧場所

鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び岩美町産業建設課（岩美町浦富675-1）

# 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項の規定に基づき、平成27年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成27年9月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

### （1） 特級

金属熱処理  
機械加工  
放電加工  
金属プレス加工  
めっき  
仕上げ  
機械検査  
電子機器組立て  
空気圧装置組立て  
建設機械整備  
紳士服製造  
プラスチック成形

### （2） 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）  
鍛造（プレス型鍛造作業）  
ロープ加工（ロープ加工作業）  
機械検査（機械検査作業）  
電気機器組立て（シーケンス制御作業）  
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）  
農業機械整備（農業機械整備作業）  
冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）  
紳士服製造（紳士既製服型紙製作作業、紳士既製服縫製作業）  
石材施工（石材加工作業）  
建築大工（大工工事作業）  
かわらぶき（かわらぶき作業）  
配管（建築配管作業、プラント配管作業）  
型枠施工（型枠工事作業）  
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）  
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート  
トーチ工法防水工事作業）  
ガラス施工（ガラス工事作業）  
機械・プラント製図（機械製図CAD作業）  
塗装（鋼橋塗装作業）

### （3） 3級

造園（造園工事作業）  
機械加工（普通旋盤作業）

機械検査（機械検査作業）  
 電子機器組立て（電子機器組立て作業）  
 電気機器組立て（シーケンス制御作業）  
 内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）  
 建築大工（大工工事作業）

## (4) 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）  
 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

## 2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

## 3 技能検定試験の実施期日等

## (1) 実技試験

## ア 実施期日

平成27年12月2日（水）から平成28年2月14日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成27年11月25日（水）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

## (ア) 特級

全職種 平成28年1月31日（日）

## (イ) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、ローブ加工、機械検査、電気機器組立て、紳士服製造、配管、型枠施工及びガラス施工	平成28年1月24日（日）
さく井、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、コンクリート圧送施工、防水施工及び機械・プラント製図	平成28年1月31日（日）
空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工及び塗装	平成28年2月7日（日）

## (ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
電気機器組立て及び内燃機関組立て	平成28年1月24日（日）
造園、機械加工及び電子機器組立て	平成28年1月31日（日）
機械検査及び建築大工	平成28年2月7日（日）

## (エ) 単一等級

全職種 平成28年2月7日（日）

## イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

## 4 手数料

## (1) 実技試験

## ア 特級

全職種 16,500円

## イ 1級、2級及び3級

職 種	手 数 料
機械・プラント製図	12,100円
機械検査	13,700円
上記以外の職種	16,500円

## ウ 単一等級

全職種 16,500円

エ イにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 法に基づく公共職業能力開発施設（県内に設置されているものに限る。）における訓練を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。）

(イ) 法に基づく認定職業訓練（県内で実施されているものに限る。）を受けている者（短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。）

(ウ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく中等教育学校（県内に設置されているものに限る。）の後期課程に在籍している者

(エ) 学校教育法に基づく専修学校（県内に設置されているものに限る。）又は同法に基づく各種学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(オ) 学校教育法に基づく高等専門学校（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(カ) 学校教育法に基づく短期大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

(キ) 学校教育法に基づく大学（県内に設置されているものに限る。）に在籍している者

職 種	手 数 料
機械検査	4,500円
造園、機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、内燃機関組立て及び建築大工	5,500円

## (2) 学科試験

3,100円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

## (3) 受付期間

平成27年10月5日（月）から同月16日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達による場合は、平成27年10月16日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限る、受け付ける。

## (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵送又は信書便による送達をする場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずる

ものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる職種以外の職種（法第47条第1項に規定する指定試験機関が実施する職種を除く。）についても、受け付ける。

エ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

オ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

カ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 6 合格者の発表等

### (1) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者は、平成28年3月11日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部庁舎、八頭庁舎、中部総合事務所、西部総合事務所及び西部総合事務所日野振興センターの掲示板等にその受検番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県ホームページ（とりネット）に掲載する。

### (2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成28年3月11日（金）付けの書面で通知する。

### (3) 技能検定合格証書の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定合格者には鳥取県知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材局労働政策課（電話0857-26-7222）に問い合わせること。

---

# 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年9月1日

鳥取県立倉吉農業高等学校長 田 中 正 士

## 1 調達内容

### (1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立倉吉農業高等学校情報処理室ほかパソコン等賃貸借 一式

### (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

### (3) 契約期間

平成27年11月1日から平成31年8月31日まで

### (4) 納入期限

平成27年10月30日（金）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

### (5) 納入場所

入札説明書による。

### (6) 契約金額

ア 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。



イ 入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本調達案件に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を見積もること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。  
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年9月8日（火）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。
- (3) 平成27年9月1日から同月30日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成27年9月1日から同月30日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件公告に示した物品を所有し（平成27年9月1日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できる者（当該物品が故障した場合に、県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能なる者に限る。）であること。
- (6) 本件公告に示した物品と同程度の機能を有すると認められるパソコン等の賃貸借に関する契約を、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間に国又は地方公共団体と締結し、その契約の履行を完了し、又は現に履行している実績を有する者であること。
- (7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立倉吉農業高等学校

## 4 入札手続等

- (1) 入札手続に関する問合せ先  
〒682-0941 倉吉市大谷166  
鳥取県立倉吉農業高等学校  
電話 0858-28-1341  
電子メール kurano-h@mailk.torikyo.ed.jp
- (2) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当  
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書の交付方法  
入札説明書は、(1)の場所で平成27年9月1日（火）から同月16日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。
- (4) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便（親展扱と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書

便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年9月30日（水）午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月29日（火）午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成27年9月16日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : personal computers
- (2) September 16, 2015 5 :00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) September 30, 2015 1 :00 PM : Time-limit for submission of tenders  
(September 29, 2015 5 :00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Kurayoshi Agricultural High School 166 Otani Kurayoshi-shi Tottori  
682-0941 Japan  
TEL : 0858-28-1341